

市第 205 号議案

横浜市立学校条例の一部改正

横浜市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年 3 月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表の 1 の表中

横浜市立平沼小学校	を
-----------	---

横浜市立平沼小学校	に、
横浜市立みなとみらい本町小学校	

横浜市立鴨居小学校	を
横浜市立霧が丘小学校	

横浜市立鴨居小学校	に改める。
-----------	-------

別表の 2 の表中

横浜市立矢向中学校	を
-----------	---

横浜市立矢向中学校	に、
横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校	
横浜市立鴨居中学校	を
横浜市立霧が丘中学校	
横浜市立鴨居中学校	に改める。

別表中 4 の表を 5 の表とし、 3 の表を 4 の表とし、 2 の表の次に次の 1 表を加える。

3 義務教育学校

名 称	位 置
横浜市立霧が丘義務教育学校	横浜市緑区

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表の2の表の改正規定中横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校に係る部分は平成29年4月1日から、別表の1の表の改正規定中横浜市立みなとみらい本町小学校に係る部分は教育委員会規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立みなとみらい本町小学校等を設置する等のため、横浜市立学校条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市立学校条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（設置）

第 2 条 本市に、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）を設置する。

別表（第 3 条）

1 小学校

名 称	位 置
(省 略)	(省 略)
(省 略)	横浜市西区
横浜市立平沼小学校	
<u>横浜市立みなとみらい本町小学校</u>	
(省 略)	
(省 略)	(省 略)
(省 略)	横浜市緑区
横浜市立鴨居小学校	
<u>横浜市立霧が丘小学校</u>	
(省 略)	
(省 略)	(省 略)

2 中 学 校

名 称	位 置
(省 略)	横浜市鶴見区
横浜市立矢向中学校	
横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等 学校附属中学校	
(省 略)	横浜市緑区
横浜市立鴨居中学校	
横浜市立霧が丘中学校	
(省 略)	
(省 略)	

3 義 務 教 育 学 校

名 称	位 置
横浜市立霧が丘義務教育学校	横浜市緑区

$\frac{4}{3}$ 高 等 学 校

(表省略)

$\frac{5}{4}$ 特 別 支 援 学 校

(表省略)